規制の事前評価書(要旨)

政策の名称		水防法及び河川法の一部を改正する法律案		
担当部局		国土交通省水管理·国土保全局水政課 電話番号: 03-5253-8439	e-mail: morioka-s24a@mlit.go.jp	
評価実施時期		平成25年4月3日		
規制の目的、内容及び必要性等		近年頻発する水害を踏まえ、水防活動及び河川管理をより適切なものとし、その連携	を強化するとともに、再生可能エネルギーの普及の促進を図るため、以下の措置を講ずる。	
		(1)地下街等の所有者等による避難確保・浸水防止のための措置の強化 市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域内の地下街等の所有者等に対し、新たに洪水時の浸水の防止に係る計画の作成、避難の確保及び浸水の防止に係る訓練の実施 並びに自衛水防組織の設置及び当該自衛水防組織の構成員等の市町村長への報告を義務付けることとする。 また、市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者等に対し、避難の確保に係る計画の作成及び訓練の実施並びに自衛水防組織の設置の努 力義務を課すとともに当該計画又は当該自衛水防組織の構成員等の市町村長への報告を義務付けることとする。		
		(2)許可工作物等の維持・修繕の基準の創設 河川管理者以外の設置する許可工作物等について、その管理者は、点検を含む維いこととする。	持又は修繕に関する技術的基準に従い、良好な状態に保つように維持し、修繕しなければならな	
		(3)従属発電のための流水の占用に関する許可制度の見直し 既許可水利権を利用した従属発電のための流水の占用について、河川管理者の許可に代えて、登録を受けることをもって足りることとする。		
		(4)河川管理者の指定を受けた河川協力団体及び河川管理者から委託を受けた者に対する占用許可等の特例の創設 河川管理者の指定を受けた河川協力団体や河川管理者から委託を受けた者が、当該団体の業務又は当該委託を受けた事項を行う際に必要な、工事等の承認、土地の占用の許可、土石以外の河川の産出物で政令で指定したものの採取の許可、工作物の新築等の許可、土地の掘削等の許可等について、河川管理者との協議が成立することをもって、許可又は承認があったものとみなすこととする。		
		【法令の名称・関連条項】 (1)水防法第15条の2、第15条の3 法令の名称・関連条項とその内容 (2)河川法第15条の2関係 (3)河川法第23条の2から第23条の(4)河川法第58条の12及び第99約	の4まで関係	
		(1)地下街等の所有者等に避難確保・浸水防止のための措置(浸水防止に係る計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等)を義務付けることとはしない。 (2)許可工作物の維持修繕について、管理者が従うべき基準を定めることとはしない。 (3)既許可水利権を利用した従属発電に係る水利使用については、河川管理者への届出で足りるものとする。 (4)河川管理者の指定を受けた河川協力団体及び河川管理者の委託を受けた者については占用許可又はそれに代わる手続を不要とする。		
規制の費用		費用の要素	代替案の場合	
	(遵守費用)	(1)浸水防止に係る計画を作成するための費用、訓練を行うための費用、自衛水防 組織を設置するための費用が発生する。 (2)点検を含む維持又は修繕に関する基準に従い、許可工作物等を維持修繕する ための費用が発生する。 (3)登録制度の導入に伴い、申請書類等の一部が省略され、現行の許可制度より も、申請の準備のための費用が減少する。	(2)特になし。 (3)特になし。	
		(4)協議の資料準備等に要する費用、河川協力団体の指定を申請するための費用が発生する。		
	(行政費用)	(1)洪水予報等の通知のための費用、行政指導(勧告、指示、公表)に要する費用が発生する。 (2)許可工作物等の維持修繕の基準の策定に要する費用が発生する。 (3)登録制度は、裁量性の小さい審査となるとともに、処分に当たっての関係行政機関との協議等が不要となるため、現行の許可制度よりも審査経費が減少する。 (4)協議への対応に要する費用、河川協力団体の指定に要する費用が発生する。	(1)特になし。(2)特になし。(3)特になし。(4)河川協力団体の指定に要する費用が発生する。	
	(その他の社会的費用)	(1)特になし。 (2)当該規制案による義務付けを契機として、管理者によりあらかじめ施設の長寿命 化が図られ、最終的には老朽化対策に係る社会的費用が軽減されることも期待でき る。		
		る。 (3)特になし。 (4)特になし。	(3)事前審査を行うことができないこと等から、不適正な取水等が頻発し、他の水利使用者による水利使用を阻害することによる社会的費用が発生する可能性がある。 (4)特になし。	

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	(1) 当該規制案により、大規模な豪雨や台風の発生時においても、確実に利用者の安全を確保することができるだけの実効性のある取組が行われることとなる。特に利用者の安全の確保に困難が伴う地下街等や要配慮者利用施設では、人的被害が生じるリスクが高く、また、利用者も多いことから、こうした施設の多くで利用者の安全が確保されることにより守られる便益は非常に大きい。	(1)地下街や要配慮者利用施設においても、これまでどおり利用者の安全の確保は施設の所有者等の自主的な取組に委ねられることとなるが、これらの取組には費用や労力を要する一方で、所有者にとって営業上の利益等のメリットはほとんどないことから、取組の大幅な進展は期待できない。
	(2) 当該規制案により、洪水時において、許可工作物等の老朽化を原因とする重大な水害の発生やその被害の増大を防止することが可能となる。現在、老朽化が進んでいる許可工作物の数は膨大な数に上っており、ひとたび水害が発生すれば、流域の社会経済に莫大な被害を生じさせるおそれがあり、多くの人的被害も発生しかねないことにもかんがみれば、当該規制案により守られる便益は非常に大きい。	(2)これまでどおり許可工作物等の維持修繕をその設置者の自主的な取組に委ねることとなるが、維持管理に要する費用、労力等の問題から、多くの許可工作物においては十分な取組が行われない場合もあり得る。特に使用頻度の低い施設については、維持管理が適切でない状態のまま長期間にわたり放置されるおそれがある。今後の更なる老朽化の進展により、老朽化した許可工作物等による重大な水害の発生やその被害の増大のリスクは、ますます高まっていくことから、代替案によっては、左記のような便益が得られない。
	(3)従属発電のための水利使用について登録制度を創設することにより、許可制に比べて裁量性の小さい審査が行われること、また、処分の際の関係行政機関との協議等が不要になるなど処分手続が簡素化されることにより、処分までの期間が従来よりも短縮し、申請する者の負担も軽減される。	
	(4)河川管理者の指定を受けた河川協力団体や河川管理者から委託を受けた者の活動を行う際の手続の負担の軽減につながる。河川管理に関わる活動を行う民間団体の数は多数に上っており、環境保全や社会貢献に対する国民の意識の高まりから、今後もその数は増加するものと考えられ、当該規制緩和案による負担の軽減の効果は、これら多くの者に及ぶものである。そして、こうした負担の軽減により、市民団体等の民間団体等の多様な主体の参画を促し、円滑に活動が行われることにより、河川環境の保全等が一層促進される。また、河川管理者の補助的業務の担い手を拡大することにより、河川管理体制の強化が図られることとなる。	(4)当該規制緩和案以上に活動を行う際の手続の負担は軽減される。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	し、施設の利用者の安全が確保されることにより守られる便益は非常に大きく、近年	作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置、市町村長への報告等の費用が一定程度発生する。しか E、豪雨の頻発、台風の強度が増大する傾向があることや、また、規制の対象施設は多数の利用者 、公的な施設に対象が限定されていることにもかんがみれば、このような費用は社会的に受忍され とができず、これを採用することは適当ではない。
	会経済、多くの周辺住民の生命・身体の安全といった非常に大きな便益が守られる。 朽化対策に係る社会的費用の軽減も期待できることにもかんがみれば、このような費	作物を維持管理するための費用が発生するが、許可工作物等の適切な維持管理により、流域の社 ことのみならず、これを契機として施設の長寿命化のための措置が促されることで、最終的には、老 !用は、社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。 推持管理が担保されず、便益が得られないため、これを採用することは適当ではない。
	が軽減されるので、小水力発電の導入が促進され、もって地球温暖化の防止等の環一方、代替案については、手続は登録申請に比べて簡略化し、申請者の負担は大小限の事前審査に係らしめなければ、過去に河川法の規定に違反した者等の参入のな審査・管理ができず、その結果、不適正な取水等により、他の水利使用者の水利	制使用の申請者は、処分手続が簡略化されることにより、処分までの期間が従来よりも短縮し、負担境保全に寄与することが可能となる。幅に軽減される。しかし、既許可水利権を利用した従属発電のための水利使用であっても、必要最の排除や、取水量の報告等河川管理上必要な情報の入手が困難となるため、河川管理者による適削使用や河川環境に悪影響を及ぼすおそれがある。また、仮に、このような不適正な取水を行っていたがり、ひいては社会経済の発展を阻害することとなり、莫大な損害を生じさせるおそれがある。した
	一主体性の審査を含む許可等の厳格な手続をとらなければならない場合と比べ費用者の補助的業務の担い手の拡大による河川管理体制の強化が図られ、費用対便益 一方で、代替案については、当該規制緩和案以上に負担は軽減されるものとは考 うかをあらかじめ確認することができないため、行為の内容によっては河川環境等に	費用)及び協議への対応に要する費用(行政費用)のみであり、従前のように個々の活動の際に逐月が小さくなるのに対して、多様な主体の参画を通じた河川管理に資する活動等の促進や河川管理は向上するものと考えられる。 えられるが、個々の活動の際、河川区域において行われる行為が河川管理上支障のないものかど悪影響を及ぼす行為が行われるおそれがあり、また、河川管理者による状況把握や監督が十分行寺に被害が拡大するおそれもあるため、当該規制緩和案の方が代替案よりも優れていると考えられ
有識者の見解その他関連事項	○社会資本整備審議会 河川分科会 安全を持続的に確保するための今後の河川管間とりまとめ)」(平成25年2月5日) ○「エネルギー分野における規制・制度改革に係る対処方針」(平成24年4月3日閣)	理のあり方検討小委員会「安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方について(中
レビューを行う時期又は条件	・政策チェックアップ(毎年度)及び事後検証シート(平成30年度)により検証する。施行	
備考		